

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月22日
【届出者の氏名又は名称】	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合 無限責任組員 トラストアップ株式会社 代表取締役 鈴江 正幸
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号
【電話番号】	(03)6281-6830(代表)
【事務連絡者氏名】	トラストアップ株式会社 代表取締役 鈴江 正幸
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合 (東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、G Future Fund 1号投資事業有限責任組合をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マックハウスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年10月15日付で提出した本公開買付けに係る公開買付届出書につきまして、記載した会社の商号に含まれる株式会社という文字の記載位置の一部等に誤りがあったことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(6) 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者の無限責任組員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として2019年5月15日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資するPIPEs事業、企業の買収・合併を支援するM&A事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、オルトプラス株式会社、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってまいりました。

< 中略 >

対象者が2024年10月11日に公表した「G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び株式会社ジーエフホールディングスとの業務提携契約締結に関するお知らせ」(以下、「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2024年10月11日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明すること、及び、()本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。))が、公開買付者とチヨダとの間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、()本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であること、()本公開買付けには買付予定数に上限(10,050,000株。所有割合：65.00%)が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者の無限責任組員であるトラストアップは、投資対象企業の事業拡大やバリューアップ支援を目的として2019年5月15日に設立され、ファンド組成により上場会社へ出資するPIPEs事業、企業の買収・合併を支援するM&A事業、そして経営戦略の立案や業務改善を提案するコンサルティング事業を通じてお客様のビジネスの成長と発展をサポートしており、これまで、株式会社トリプルアイズ、株式会社オルトプラス、株式会社イー・ロジット及び株式会社ウェルディッシュに対し投資を行ってまいりました。

< 中略 >

対象者が2024年10月11日に公表した「G Future Fund 1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及びジーエフホールディングス株式会社との業務提携契約締結に関するお知らせ」(以下、「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2024年10月11日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明すること、及び、()本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。))が、公開買付者とチヨダとの間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、()本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であること、()本公開買付けには買付予定数に上限(10,050,000株。所有割合：65.00%)が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であり、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することまでは行わず、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

< 後略 >

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

また、ジーエフホールディングスは、回答書の受領を受けて、チヨダとの間で、2024年8月23日に面談を実施し、対象者の売上高に占めるECによる取引実績が低迷していることや、対象者において顧客情報を取得する方法を確立していないこと、ターゲット層の高齢化といった、ジーエフホールディングスにおいて認識している対象者のアパレル事業に関する課題を伝達すると共に、これらの課題を改善するための今後の方針について協議いたしました。また、ジーエフホールディングスは、同日中に、さらに検討を進めた結果、ジーエフホールディングス自身ではなく、その子会社の資金を活用すると共に、これまでもオルトプラス株式会社及び株式会社イー・ロジットといった上場会社に対する投資実績を有する公開買付者であるG Future Fund 1号投資事業有限責任組合を活用して、本公開買付けを実施することが望ましいと判断するに至り、同日に、その旨をトラストアップに打診・協議した結果、公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定し、公開買付者、対象者、ジーエフホールディングス、gf.P及びチヨダから独立したリーガル・アドバイザーであるニューポート法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所を同日付で選任し、同事務所らから適宜助言を受ける等しつつ、本公開買付けについての具体的な検討を継続いたしました。また、同日中に、チヨダに対し、ジーエフホールディングスではなく公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定した旨を伝達いたしました。

< 中略 >

具体的には、2024年9月2日、ジーエフホールディングスは、対象者との面談を実施し、ジーエフホールディングスについて、その概要及び運営又は関与している事業の概要並びに有するノウハウや知見等について改めて説明しました。そして、ジーエフホールディングスを中心としたジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担っている株式会社ジーエフのほか、複数のアパレルブランドを有する子会社(gf.S株式会社、株式会社テットオム、株式会社ジャヴァコーポレーション等)、EC・マーケティング戦略を担う子会社(gf.E株式会社等)、小売プラットフォームを運営する子会社(gf.P)等、40社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、対象者の事業の再建・改善に寄与できる旨を説明しました。また、対象者は2018年より長期に渡り業績赤字の状況下で深刻な経営難に陥っており、ジーエフホールディングスが事業面での再建を進める上で、主に業務コストの見直し、不採算店舗の精査、従業員の意識改革が必要であると認識しており、加えて、対象者のECによる取引実績は、2024年2月期時点で対象者の全体の売上げの5%に留まっており、対象者店舗における売上が売上全体の大半を占めているため、事業構造上、商圈に縛られる事業展開になっており、ECの導入が進むアパレル業界において、ビジネスモデルが旧態化していること、顧客管理が行き届いておらずロイヤルカスタマー(注4)が育っていないこと等が、対象者の事業運営において特に深刻な問題であると考えている旨も併せて説明しました。そして、ジーエフグループは、中国を中心としてアジアに53カ所の検品拠点を有しており、その拠点を活用して人件費、保管費が安価な海外にて物流工程の大半を対応することで、コスト削減を見込むことができると考えていること、現状対象者が有する物流拠点はわずか1拠点であることから、ジーエフグループの有する国内の43カ所の物流拠点を利用することで、物流効率を向上させることができると考えていること、様々な人気アパレルブランドに提供しているジーエフグループのフルフィルメントサービスを活用する事で業務効率化を図ることができると考えていること、ジーエフグループの知見経験を活かし、対象者の顧客管理を徹底し、今後は、ロイヤルカスタマーの獲得を目指し、ペルソナ分析を実施することで、展開ブランド、マーチャンダイジング(MD)の再構築が可能であると考えていることを伝達しました。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

また、ジーエフホールディングスは、回答書の受領を受けて、チヨダとの間で、2024年8月23日に面談を実施し、対象者の売上高に占めるECによる取引実績が低迷していることや、対象者において顧客情報を取得する方法を確立していないこと、ターゲット層の高齢化といった、ジーエフホールディングスにおいて認識している対象者のアパレル事業に関する課題を伝達すると共に、これらの課題を改善するための今後の方針について協議いたしました。また、ジーエフホールディングスは、同日中に、さらに検討を進めた結果、ジーエフホールディングス自身ではなく、その子会社の資金を活用すると共に、これまでも株式会社オルトプラス及び株式会社イー・ロジットといった上場会社に対する投資実績を有する公開買付者であるG Future Fund 1号投資事業有限責任組合を活用して、本公開買付けを実施することが望ましいと判断するに至り、同日に、その旨をトラストアップに打診・協議した結果、公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定し、公開買付者、対象者、ジーエフホールディングス、gf.P及びチヨダから独立したリーガル・アドバイザーであるニューポート法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所を同日付で選任し、同事務所らから適宜助言を受ける等しつつ、本公開買付けについての具体的な検討を継続いたしました。また、同日中に、チヨダに対し、ジーエフホールディングスではなく公開買付者を公開買付者として、本公開買付けを実施することを決定した旨を伝達いたしました。

< 中略 >

具体的には、2024年9月2日、ジーエフホールディングスは、対象者との面談を実施し、ジーエフホールディングスについて、その概要及び運営又は関与している事業の概要並びに有するノウハウや知見等について改めて説明しました。そして、ジーエフホールディングスを中心としたジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担っているジーエフ株式会社のほか、複数のアパレルブランドを有する子会社(gf.S株式会社、株式会社テット・オム、株式会社ジャヴァコーポレーション等)、EC・マーケティング戦略を担う子会社(gf.E株式会社等)、小売プラットフォームを運営する子会社(gf.P)等、40社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、対象者の事業の再建・改善に寄与できる旨を説明しました。また、対象者は2018年より長期に渡り業績赤字の状況下で深刻な経営難に陥っており、ジーエフホールディングスが事業面での再建を進める上で、主に業務コストの見直し、不採算店舗の精査、従業員の意識改革が必要であると認識しており、加えて、対象者のECによる取引実績は、2024年2月期時点で対象者の全体の売上げの5%に留まっており、対象者店舗における売上が売上全体の大半を占めているため、事業構造上、商圈に縛られる事業展開になっており、ECの導入が進むアパレル業界において、ビジネスモデルが旧態化していること、顧客管理が行き届いておらずロイヤルカスタマー(注4)が育っていないこと等が、対象者の事業運営において特に深刻な問題であると考えている旨も併せて説明しました。そして、ジーエフグループは、中国を中心としてアジアに53カ所の検品拠点を有しており、その拠点を活用して人件費、保管費が安価な海外にて物流工程の大半を対応することで、コスト削減を見込むことができると考えていること、現状対象者が有する物流拠点はわずか1拠点であることから、ジーエフグループの有する国内の43カ所の物流拠点を利用することで、物流効率を向上させることができると考えていること、様々な人気アパレルブランドに提供しているジーエフグループのフルフィルメントサービスを活用する事で業務効率化を図ることができると考えていること、ジーエフグループの知見経験を活かし、対象者の顧客管理を徹底し、今後は、ロイヤルカスタマーの獲得を目指し、ペルソナ分析を実施することで、展開ブランド、マーチャンダイジング(MD)の再構築が可能であると考えていることを伝達しました。

< 後略 >

- (6) 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(訂正前)

< 前略 >

2. 答申の理由

- (1) 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)に関する事項

< 中略 >

本取引が対象者の企業価値向上に資すること

- () 本特別委員会は、書面での質疑応答及びジーエフホールディングスに対するインタビュー(以下、「インタビュー(ジーエフホールディングス)」という。)による質疑応答を通じて、以下の回答を得た。
- ・ ジーエフホールディングスとして、ジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担う株式会社ジーエフ、複数のアパレルブランドを有する子会社、EC・マーケティング戦略を担う子会社、小売プラットフォームを運営する子会社等、40社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、対象者の事業の再建・改善に寄与できると考えていること。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

2. 答申の理由

(1) 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)に関する事項

< 中略 >

本取引が対象者の企業価値向上に資すること

- () 本特別委員会は、書面での質疑応答及びジーエフホールディングスに対するインタビュー(以下、「インタビュー(ジーエフホールディングス)」という。)による質疑応答を通じて、以下の回答を得た。
- ・ ジーエフホールディングスとして、ジーエフグループは、国内外の検品・物流業務やそのコンサルティングを担うジーエフ株式会社、複数のアパレルブランドを有する子会社、EC・マーケティング戦略を担う子会社、小売プラットフォームを運営する子会社等、40社を超える企業集団となっており、ジーエフグループがアパレル事業の運営に関して有するノウハウ・知見は、対象者の事業の再建・改善に寄与できると考えていること。

< 後略 >